コロナ禍における主な実績

石　田　昌　宏

未曽有の事態に直面し、特に当初は社会も医療の現場も大きな混乱が生じた。都道府県看護連盟等から情報を収集し、寄せられた現場の声を国政の場や省庁に伝え、対応を促すとともに政策推進を図った。

◆医療従事者に対する風評被害の撲滅

参議院本会議にて安倍総理に代表質問。その後の総理会見の際、看護職員と看護助手に総理から感謝の念を伝える言葉を引き出した。 以降、多くの著名人が続き社会的な、運動に。

◆新型コロナウイルス感染症対応に関する診療報酬の増額分の現場への浸透

増収分が現場における職員確保や職員への手当等に確実につながるよう、医療機関に促すことについて、厚生労働省から通知を発出させる。

◆コロナ最前線である医療現場への看護職員確保対策

ナースセンターやハローワークを活用した看護職員の確保や調整を図るしくみ等、ケアスタッフ確保のしくみの構築。

◆慰労金の確保

新型コロナウイルス感染症に対応している救急医療だけでなく、その後方病棟や病院、在宅医療においても厳しい環境で業務を行なっている。それらの医療従事者への手当てを「慰労金」という形で確保。

コロナが落ち着いたとしても、看護職員の処遇改善は継続するよう官邸に申し入れ。

◆高難度医療機器取り扱いのための専門医療従事者派遣の推進

ECMO 等の扱いが高度なものもある。専門性の高い医療従事者を派遣するしくみについて、緊急包括支援交付金、地方創生臨時交付金での対応を都道府県に要請。

◆医療従事者が業務中に感染した場合の労災の適応

「原則として対象とする」と一歩踏み込んだ通知を発出。

◆訪問サービス等の手続き的な要件の緩和

限られたスタッフで少しでも多くの利用者宅へ訪問するために、医師の指示書の発行等の手続きが煩雑な要件を緩和し、より柔軟に訪問ができるよう推進。

◆診療報酬における要件緩和措置

東日本大震災時と同レベルの規制の緩和を通知（介護報酬の要件緩和、配置基準など一時的に満たさない状況になった場合の特例等）。

◆医療機関の経営の維持

新型コロナの治療に関する診療報酬の適応拡大による病院収入の確保、雇用調整助成金の医療機関等への対象拡大と率引き上げと手続きの簡素化。

◆医療機関の倒産の回避

休業となった医療機関への継続再開支援、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充。

◆PPE（防護具等）を現場に送るシステムの構築

官邸とともに企業に増産要請。病院から国への報告システムを作り緊急時に直接対応できるスキームを構築。

◆厚生労働省からの重要通知に「訪問看護ステーション」を明記させる

『医療機関向けマスクの医療機関等への配布について』で、訪問看護ステーションは保険医療機関ではないため抜け落ちていた。それを指摘し訪問看護への配慮を指導。

◆訪問看護ステーション等からの体調管理に ICT や電話対応することへの規制緩和

利用者による訪問の拒絶により体調管理が困難になっていた。ICT や電話を使った利用者の体調管理の仕組みを構築。

◆訪問看護ステーション、在宅コロナ患者を診たときの加算創設

◆開業助産師の収入減に対する緊急措置

育児相談や新生児訪問が軒並み中断。その経済補償。

◆看護学校での実習要件の緩和

実習を学内演習に置き換える等の柔軟な運用や、単位認定の弾力的な運用。

◆保健所等の体制整備

コロナ対応で激務となった保健所の体制整備について、立て続けに事務連絡を発出させる。

・保健所の業務継続のための体制整備について
・保健所の業務継続のための体制整備について（補足）
・保健所の体制強化のためのチェックリストについて
・保健所の体制強化のためのチェックリストについて（補足／全庁的な対応のお願い）

◆妊産婦への対応

参議院自民党政策審議会で「新型コロナウイルス感染拡大に伴う妊婦に対する対応について」も政府に申し入れ、支援対策強化推進。

◆治療薬の研究促進を強力に推進

厚生労働省と打ち合わせ、補正予算を大幅に確保。

◆高齢者施設の感染防止対策の強化

ガイドライン、ビデオの作成。